

Client Alert - Financial Sector

2022 年 7 月号 (Vol.1)

1. はじめに
2. 銀行（銀行代理）・貸金
3. 保険（保険募集）
4. 証券（二種、金融仲介を含む。）
5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）
6. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業
7. クレジットカード（割販法）
8. 暗号資産交換業・デリバティブ
9. 犯収法
10. データ・セキュリティ
11. サステナビリティ

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当事務所ではこれまで事業会社を中心とするクライアントの皆様に Client Alert を配信させていただいておりましたが、このたび、金融セクターにフォーカスして、最新のリーガルニュースをわかりやすくまとめた「[Client Alert – Financial Sector](#)」を新たに配信させていただくことになりました。

金融セクターに関する規制については、頻繁かつ分野横断的な法令改正が日々行われており、ニュースレターによる深度ある情報提供はさることながら、迅速かつ一覧性の高い情報提供が有益と考えております。そこで、当事務所において金融関連規制を専門とする弁護士が最新の情報等をクリッピングし、隔月 1 回、金融セクターに特化した Client Alert としてクライアントの皆様にご提供する予定です。

その初回にあたる Client Alert – Financial Sector 第 1 号では、金融関連規制に関する概ね 2022 年 6 月、7 月のリーガルニュースについて、以下のとおり紹介いたします。

Client Alert - Financial Sector

2. 銀行（銀行代理）・貸金

(1) 銀行等の休日・臨時休業時の手続きの見直し

金融庁は、2022年7月15日、「銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等¹を公表しました。

この改正により、銀行等がその営業所を設置する際に当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日を休日とすることができるようになります。また、臨時休業時の手続きとして、休業期間が1営業日以内で再開が確実に見込まれる場合には届出、公告及び店頭掲示のいずれも不要となり、ウェブサイトで情報提供する場合には公告が不要となります。

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

(2) 信託銀行による暗号資産の管理型信託の解禁の提案

金融庁は、2022年6月30日、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等²を公表しました。

信託銀行が営むことができないこととされていた暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託のうち暗号資産を管理型信託について許容することが提案されています。

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

(3) 相続の開始を期限の利益喪失事由とするカードローン契約等における規定に関する要請

金融庁は、2022年6月20日、「相続の開始を期限の利益喪失事由とするカードローン契約等における規定の検証について（要請）」³を公表しました。

相続の開始を理由に期限の利益を失ったとして相続人に対して被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済することを求めない方針を明確化して顧客に周知することや、

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220715/20220715.html>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220630-3/20220630-3.html>

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220620/20220620.html>

Client Alert - Financial Sector

相続の開始を期限の利益喪失事由とするカードローンの規定の削除等を行って顧客に周知することが要請されています。

カウンセラー 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

3. 保険（保険募集）

(1) 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等の公表（代理店報告様式改訂）

金融庁は、2022年7月4日、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等⁴を公表しました。

2016年5月29日施行の保険業法の改正に伴い、監督当局が保険代理店の募集形態や販売実績等を把握するため、規模が大きい特定保険募集人に該当する保険代理店については、保険業法施行規則別紙様式第25号の2又は別紙様式第25号の3による事業報告書の作成・提出が義務付けられていました。

今般の改正は、当該保険業法の改正から5年以上が経過し、事業報告書をモニタリングの端緒としてより有効に活用するとともに、保険代理店の作成負担の軽減を図りつつ、保険代理店による自律的な体制整備等にも活用できるよう、事業報告書における必要な情報を選別・再検討の上、当該様式の改訂等所要の改正を行うものです。

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

(2) 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」の公表

金融庁は、2022年6月30日、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」⁵を公表しました。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220704/20220704.html>

⁵ https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220630_2.html

Client Alert - Financial Sector

これは、2020年6月26日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書⁶の提言に基づき、2025年の経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けて、その基本的な内容を公表するものです。金融庁としては、この公表内容を踏まえ、新制度への移行が円滑に行われるよう、引き続き多様な関係者との対話を進める等、検討を進めていくとしています。金融庁は、この公表内容についての意見を募集しています（但し、これは行政手続法に基づく法令等に係る意見募集とは異なり、金融庁における今後の検討に活用する観点から行うものとされています。）。

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

4. 証券（二種、金融仲介を含む。）

(1) 「合同会社」による社員権の取得勧誘

金融庁は、2022年6月22日、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」⁷を公表し、パブリックコメント手続きを開始しました（期限：同年7月22日）。

この改正案は、証券取引等監視委員会の同年6月21日付「金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について」⁸を受けて、合同会社の業務執行社員以外の従業員・使用人が当該合同会社の社員権の取得勧誘を行うことについて、第二種金融商品取引業の登録を求めるものです。

2020年5月1日に施行された金融商品取引法施行令（以下「2020年改正」といいます。）の改正以前においては、合同会社の従業員による社員権の取得勧誘は合同会社の社員権の募集又は私募の取扱いとして第二種金融商品取引業の登録が必要とされていました（金商法28条2項2号）。

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626.html>

⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220622-2/20220622-2.html>

⁸ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2022/2022/20220621-3.html

Client Alert - Financial Sector

【表 有価証券ごとの「発行者」の区分】

	2020年改正以前	2020年改正	今回改正
合同会社の社員権（法2条2項3号）			
ア 開示対象有価証券（法3条3号イ・ロ）			
(1) 特定有価証券 ・有価証券投資事業権利 ・電子移転権利（有価証券投資事業権利類似）	業務執行社員	業務執行社員	業務執行社員
(2) 特定有価証券以外 ・電子移転権利（事業型ファンド・事業会社類似）	—	合同会社	合同会社
イ 開示対象外有価証券（法3条3号柱書）			
・事業型ファンド ・事業会社	業務執行社員	合同会社	業務執行社員

一方で、2020年改正によって、合同会社の社員権が特定有価証券に該当しない場合⁹には合同会社自身がその社員権の「発行者」になると定められたこと（定義府令14条3項2号（外国合同会社の場合、3号））により、合同会社の社員権が特定有価証券に該当しない場合、当該合同会社の従業員がその社員権の取得勧誘を行うことは、当該社員権の「自己募集（私募）」¹⁰として、金融商品取引業者としての登録を要さずに行うことが可能となっていました。

今般の改正は、合同会社自身がその社員権の「発行者」になる場合を開示有価証券のうち特定有価証券以外に限定することにより、それ以外の合同会社の社員権の取得勧誘について、2020年改正以前と同等の規制を課するものです。

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

⁹ 金商法施行令2条の13第10号は、「法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、その出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権」（いわゆる、有価証券投資型合同会社に関する電子記録移転権利）を特定有価証券として規定しています。

¹⁰ 有価証券の募集又は私募については、金商法2条8項7号イ乃至トの定める一定の有価証券に限り金融商品取引業に該当するとされているところ、同条2項3、4号の定める合同会社の社員権は当該一定の有価証券には該当しないこととされています。

Client Alert - Financial Sector

(2) 「市場制度ワーキング・グループ」中間整理の公表

金融庁・金融審議会市場制度ワーキング・グループ（以下「市場制度 WG」といいます。）は、2020年12月に第一次報告¹¹を、2021年6月に第二次報告¹²をそれぞれ公表していましたが、その後もスタートアップ企業をはじめとした成長企業に対する円滑な資金供給等に向けて議論が行われてきました。

これを踏まえて、市場制度 WG は、2022年6月22日に「金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理」（以下「本中間整理」といいます。）¹³を公表し、これまでの議論を整理しています。

本中間整理は、市場制度 WG で議論された論点を以下の4つの項目に分けて紹介しています。

- I. 成長・事業再生資金の円滑な供給
- II. 経済成長の成果の家計への還元促進
- III. 市場インフラの機能向上
- IV. 社債市場の活性化

このうち、「I. 成長・事業再生資金の円滑な供給」については、当事務所のニュースレター¹⁴において解説しておりますが、それ以外の部分についても、今後、別回号のニュースレターで取り上げていく予定です。

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

(3) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表（長期休止、買収による株主構成の重要変更等）

金融庁は、2022年6月22日、金融商品取引業者等が、買収等によりその株主構成に重要な変更等が生じた場合や長期に亘り業務を休止した場合等に、金融商品取引業者等に対し、その事業の実態を踏まえたヒアリング等を実施し業務の適切性を把握する観点から、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針、信用格付業者向けの監督指針及び高速取引行為者向けの監督指針について、改正を行いました¹⁵。

¹¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201223.html

¹² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20210618.html

¹³ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html

¹⁴ <https://www.mhmjapan.com/content/files/00065104/20220714-101801.pdf>

¹⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220622/20220622.html>

Client Alert - Financial Sector

当該改正においては、業務を開始しないこと又は休止したことについて、正当な理由がないと考えられる状況の例示等が行われています。また、買収等による株主構成の重要な変更等があった場合に、ヒアリングや、必要に応じて報告徴求命令等を行う旨が示されています。

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

(4) 特定投資家私募に関する証券情報の告示指定（新たな特定投資家私募制度の施行）

金融庁は、2022年6月30日、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第二条第一項第三号等の規定に基づき情報及び方法を指定する件（案）」¹⁶についてパブリックコメントの結果、特段意見がなかった旨を公表し、翌7月1日にこれを施行しました。

この金融庁長官告示は、特定投資家私募を行う場合に有価証券の発行者が公表又は提供すべき「特定証券情報」及びその後の継続開示として提供又は公表すべき「発行者情報」の内容として、日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）が自主規制規則として定める「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」及び「外国証券の取引に関する規則」の定める情報を指定するものです。

これらの自主規制規則については、同じく2022年7月1日を施行日とする規則制定及び改正が行われており、これにより、いわゆる「プロ向け市場」以外における特定投資家私募・私売出しに関するルールが整備されました¹⁷。

特定投資家私募・私売出しについては、今後、その担い手である金融商品取引業者による社内体制の整備等が行われていくものと思われ、当事務所においても社内体制の整備に向けたサポートを提供しています。

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

¹⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220630-2/20220630-2.html>

¹⁷ 日証協における規則改正（案）については、当事務所の過去のニュースレター（<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064035/20220307-050846.pdf>）においても紹介しています。

Client Alert - Financial Sector

(5) 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正

日証協は、2022年6月10日、「有価証券の引受け等に関する規則」及び「親引けガイドライン」の改正案に関するパブリックコメントの結果¹⁸を公表し、同改正案を7月1日付で施行しました。

同改正案は、2022年2月28日に公表された『「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書』¹⁹において示された改善策の一部について、自主規制規則の改正²⁰による対応を行うものです。

この改正自主規制規則においては、主に以下の旨が定められています。

① 有価証券の引受け等に関する規則

- (i) 主幹事証券会社の引受け割合決定に際して、発行者等と協議しなければならないこと
- (ii) 主幹事証券会社が想定価格、仮条件又は公開価格を決定する場合、その価格又は価格の範囲等の根拠について発行者等に説明しなければならないこと
- (iii) グローバル・オファリングにおけるオーバーアロットメントの合計数量には、外国において行われるオーバーアロットメントに類する募集又は売出しの数量を含むこととし、オーバーアロットメントの合計数量の限度を「募集又は売出しの数量の15%」とすること

② 親引けガイドライン

- (i) 親引けを行うことが認められると考えられる事例として、「発行者のコーポレートガバナンス向上又は企業価値の向上（発行者の信用力の向上によるものを含む。）に資する機関投資家等に配分する場合」を追加すること

このうち、②親引けガイドラインの改正は、IPOへのいわゆる「コーナーストーン投資家」の招聘を念頭に置いたものであり、当事務所の過去のニュースレター²¹においても紹介しています。

なお、上記の各改正は、「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の示した改善策の一部であり、今後、2022年12月を目途としてその他の改善策についても制度改正を含む対応が行われる予定とされています²²。

¹⁸ https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220610_PCkekka_hikiuke.pdf

¹⁹ https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/jisyukisei/koukaikakaku_houkokusho.pdf

²⁰ https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/20220610_PCsankou_hikiuke.pdf

²¹ <https://www.mhmjapan.com/content/files/00064001/20220222-045114.pdf>

²² 日証協「「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の概要について」(https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/jisyukisei/gaiyou_koukaikakaku_houkokusho.pdf)より。

Client Alert - Financial Sector

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果（令和3事務年度）の公表

金融庁は、2022年6月30日、2017年3月に策定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月15日改訂）²³、2021年4月に公表した「金融事業者における顧客本位の業務運営のさらなる浸透・定着に向けた取組みについて」²⁴に関連し、令和3事務年度において、主要な販売会社等に対し、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方等に関して、モニタリングや対話を実施し、その分析結果を公表しました²⁵。

顧客セグメント等を意識した販売会社の取組みを評価する一方で、販売態勢面での実践や取組方針等の「見える化」に課題が残っている販売会社が多いと指摘し、また、仕組債のように、中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即しているとは考えにくい商品・サービスが、限定した顧客に絞って販売する態勢が整っていないことについては、経営レベルでの検討が必要としています。

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

(2) 「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」の公表

金融庁は、資産運用会社等とのモニタリングや対話を通じて把握した資産運用の高度化に向けた取組みの進捗状況、それらを踏まえて更なる取組みが必要と考えられる事項や資産運用ビジネス全体の課題及び同庁の対応について、「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」²⁶として取りまとめ、2022年5月27日に公表しました。

²³ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>

²⁴ https://www.fsa.go.jp/news/r2/kokyakuhoni/202104/fd_2021.html

²⁵ https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202206/fd_202206.html

²⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220527/20220527.html>

Client Alert - Financial Sector

同レポートにおいては、①資産運用会社が顧客利益最優先の業務運営と運用力の強化を進めていくために必要な課題が、「経営体制」「商品組成・提供・管理（プロダクトガバナンス）」「目指す姿・強み」の3つの観点から分析されているほか、②ESG関連公募投資信託に関するグリーンウォッシュ問題への対応として、かかる投資信託を取り扱う資産運用会社に期待される事項が整理され、また、③ファンドラップ、仕組債、アセットオーナー（企業年金）等の論点についての見解が示されています。

カウンセル 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

(3) 投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の一部改正

一般社団法人投資信託協会は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正及びそれに伴う「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」、「投資信託財産の計算に関する規則」、「投資法人の計算に関する規則」等の関係内閣府令の改正を踏まえて、同協会の関係諸規則、委員会決議の改正について、2022年4月15日からパブリックコメント手続きを実施していました²⁷。

その結果、当該期間内に、特段の意見等はなかったとして原案どおり改正が行われ、資産運用報告の表示事項の追加等の改正が、2022年5月19日から実施されています²⁸。

カウンセル 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

²⁷ <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22446/>

²⁸ <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22449/>

Client Alert - Financial Sector

6. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 資金決済法・犯収法等の改正法の成立・公布

暗号資産交換業・デリバティブパートでも記載しているとおり、2022年6月3日、金融庁が2022年の通常国会に提出していた、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」²⁹（以下、「本改正法」といい、本改正法による改正後の資金決済法を「改正資金決済法」、犯収法を「改正犯収法」といいます。）が成立し、同月10日に公布されました。

本改正法においては、前払式支払手段（プリペイドカード）のうち、アカウント間での残高譲渡が可能である等、一定の要件を満たすものを「高額電子移転可能型前払式支払手段」として定義し、同支払手段の発行者に業務実施計画の届出義務を課しています（改正資金決済法11条の2）。そして、当該届出を行った者を犯収法上の特定事業者として、犯収法上の取引時確認等の義務を新たに課すこととしています（改正犯収法2条2項30号の2）。

本改正法は、公布から1年以内に施行されることとされており、施行までの間に、今後は本改正法の委任事項を定めるための政令・内閣府令の改正等が行われる見込みです。

シニア・アソシエイト 白根 央

☎ 03-6266-8917

✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

7. クレジットカード（割賦法）

(1) 「クレジットカードシステムのセキュリティ対策の更なる強化に向けた方向性（クレジット・セキュリティ対策ビジョン2025）」の公表

経済産業省は、2022年6月2日、第30回産業構造審議会割賦販売小委員会にて報告した「クレジットカードシステムのセキュリティ対策の更なる強化に向けた方向性（クレジット・セキュリティ対策ビジョン2025）」（第1版）³⁰を公表しました。

ここでは、クレジットカード番号セキュリティ対策の今後の方向性として、①クレジットカード番号を安全に管理する（漏えい防止）観点からの今後の方向性、②クレジットカード番号を不正利用させない（不正利用防止）観点からの今後の方向性、③クレジットの安全・安心な利用に関する周知・犯罪の防止の観点からの今後の方向性

²⁹ <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208080208047.htm>

³⁰ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/2022060221001.pdf>

Client Alert - Financial Sector

の3つの方向性が示されています。また、今後、これらの方向性を踏まえ、セキュリティに関する有識者検討会等において技術的な観点も含めより詳細な議論を行い、2023年明けから同年春までに、クレジット・セキュリティ対策及びクレジットカード・セキュリティガイドラインの改訂につき、産業構造審議会割賦販売小委員会での報告を行うことを目指すことが示されています。

なお、6月20日には、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が6月17日に改訂されたこと等を受けた改訂版（第1.1版）³¹が公表されました。

カウンセル 篠原 孝典
☎ 03-6266-8783
✉ takanori.shinohara@mhm-global.com

8. 暗号資産交換業・デリバティブ

(1) 改正外為法の施行（暗号資産取引に関する支払規制等）

2022年5月10日、2022年の通常国会において成立した、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「改正外為法」といいます。）が施行されました。

改正外為法では、支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずる等の改正が行われています。

主な改正事項としては、以下の点が挙げられます。

- ① 外為法では、経済制裁対象者等との資本取引について、財務大臣の許可を受ける義務が課されています。改正外為法では、一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして、経済制裁対象者等との取引等については、許可を受ける義務が課されることとなりました（改正外為法20条の2）。
- ② 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課された支払等に該当しないか等を確認する義務が課されています（改正外為法17条の4）。

なお、改正外為法の施行に先行して、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が、自主規制規則「暗号資産関連交換業に関するマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」の改正³²を行い、本年4月に施行されています。暗号資産交換業者は、同規則に則り、暗号資産の移転に際しては、顧客から受取人に関する情報、受取側暗号資産交換業者の有無（ある場合は暗号資産交換業者の名称）、取引目的等に関する情報について申告を受ける等の必要があり、当該申告内容等を踏まえ経済制裁対象者に対する支払であるとの疑いがある場合には、取引の謝絶等の措置を講じる必要があります。

³¹ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/2022062019001.pdf>

³² <https://jvcea.or.jp/news/main-info/20220309-001/>

Client Alert - Financial Sector

まず（但し、経過規定により、受取人の住所に関する情報及び取引目的等に関する情報については、2022年10月1日から取得することが義務付けられます。）。

シニア・アソシエイト 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

(2) 資金決済法等の改正法の成立・公布

上記「6. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業 (1)資金決済法・犯収法等の改正法の成立・公布」でも記載しているとおり、2022年6月3日、金融庁が2022年の通常国会に提出していた、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」³³（本改正法）が成立し、同月10日に公布されました。

本改正法は、①海外におけるいわゆるステーブルコインの発行・流通の増加、②銀行等における取引モニタリング等の更なる実効性向上の必要性の高まり、③電子的な移転が可能な前払式支払手段の広がり、といった事象を背景として、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築することを目的とするものです。

本改正法の内容については、法案の提出時に当事務所のニュースレター³⁴において解説しておりますが、ステーブルコインに対応するものとしては、①「電子決済手段」という概念の新設（改正資金決済法2条5項）、②銀行・資金移動業者や信託会社が電子決済手段の発行者となることができる旨の規定、③電子決済手段の流通を担う業務として、「電子決済手段等取引業」の新設等の改正が行われました。

本改正法は、公布から1年以内に施行されることとされており、施行までの間に、今後は本改正法の委任事項を定めるための政令・内閣府令の改正や、電子決済手段等取引業に関する監督指針・事務ガイドラインの整備等が行われる見込みです。

シニア・アソシエイト 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

³³ <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208080208047.htm>

³⁴ <https://www.mhmjapan.com/content/files/00064233/20220328-040221.pdf>

Client Alert - Financial Sector

9. 犯収法

(1) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の決定

財務省は、2022年5月19日、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が同時に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を公表しました。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議は、2021年8月に公表されたFATF（金融活動作業部会）の第4次対日相互審査の結果を踏まえた対応等を政府一体となって取り組むために、警察庁及び財務省を共同議長として設置された政策会議です。

本基本方針では、わが国を取り巻くリスクを前提に、「取り組むべき4つの柱」として、①リスクベース・アプローチの徹底、②新技術への速やかな対応、③国際的な協調・連携の強化、④関係省庁間や官民の連携強化を掲げています。また、具体的な対策としては、(i)リスク分析の更なる進化、(ii)金融機関等の監督の強化等、(iii)DNFBPs（特定非金融業者及び職業専門家）の監督の強化等、(iv)NPO（非営利団体）の悪用防止、(v)法人及び信託の透明性向上、(vi)法執行機関による取締り強化、(vii)経済制裁の実施強化、(viii)国内外の情勢変化を踏まえた政策の不断の見直しが掲げられています。

このうち、(ii)金融機関等の監督の強化等については、第4次対日相互審査の結果公表後に財務省等が公表した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」でも示されていたとおり、2024年3月末までに、金融機関等が適切な態勢を整備できるよう、リスクベースでの検査監督を強化するための態勢整備を行うことが示されています。また、マネロン等対策が必要な業態への制度の導入や、暗号資産交換業者の送金時の通知義務の導入に向けた措置を講じることが挙げられており、下記(2)の資金決済法や犯収法等の改正が行われているところです。

シニア・アソシエイト 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

(2) 資金決済法・犯収法等の改正法の成立・公布

上記「6. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業 (1)資金決済法・犯収法等の改正法の成立・公布」及び「8. 暗号資産交換業・デリバティブ (2)資金決済法等の改正法の成立・公布」でも記載しているとおり、2022年6月3日、金融庁が2022年の通常国会に提出していた、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資

Client Alert - Financial Sector

金決済に関する法律等の一部を改正する法律³⁵（本改正法）が成立し、同月 10 日に公布されました。

本改正法においては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための改正も実施されており、改正法の内容については、法案の提出時に当事務所のニュースレター³⁶においても解説しておりますが、銀行等の委託を受けて、為替取引に関し、取引フィルタリング・モニタリング等の行為を行う、「為替取引分析業者」の許可制度が新設されました（改正資金決済法 2 条 18 項）。

本改正法は、公布から 1 年以内に施行されることとされており、施行までの間に、今後は本改正法の委任事項を定めるための政令・内閣府令の改正や、為替取引分析業に関する監督指針・事務ガイドラインの整備等が行われる見込みです。

シニア・アソシエイト 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

10. データ・セキュリティ

(1) 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」の策定

サイバーセキュリティ戦略本部は、2022 年 6 月 17 日、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（以下「新行動計画」といいます。）³⁷を策定・公表しました。これは、2017 年に策定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」（以下「第 4 次行動計画」といいます。）³⁸を基本的に踏襲しつつ改訂するものであり、実質的には「第 5 次行動計画」ともいうべきものですが、名称が「情報セキュリティ対策」から「サイバーセキュリティ」に変更されたことに伴い、新たな行動計画として策定されています。新行動計画においては、第 4 次行動計画に引き続き、情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油の 14 分野が重要インフラ分野として指定されています³⁹。

³⁵ <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208080208047.htm>

³⁶ <https://www.mhmjapan.com/content/files/00064233/20220328-040221.pdf>

³⁷ https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2022.pdf

³⁸ https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/infra_rt4_r2.pdf

³⁹ サイバーセキュリティ基本法 3 条 1 項は、「国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業者を行う者」を「重要社会基盤事業者」と定義しており、これがいわゆる「重要インフラ事業者」となります。注意点として、新行動計画で指定された重要インフラ分野に属する事業者を行う者が全て重要インフラ事業者に該当するわけではなく、具体的には、新行動計画別紙 1「対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例」の「対象となる重要インフラ事業者等」欄において指定されている者が、重要インフラ事業者となります。例えば、金融分野においては、全ての銀行、保険会社、証券会社のほか、主要な資金移動業者、主要な前払式支払手段（第三者型）発行者等が重要インフラ事業者として指定されています。

Client Alert - Financial Sector

新行動計画においては、重要インフラを取り巻く脅威が年々高度化・巧妙化している状況の中で、組織統治の一部としてサイバーセキュリティを組み入れ、組織全体で対応することや、将来の環境変化を先取りし、サプライチェーンを含めてリスクを明確化して対応する旨が新たに示されています。

なお、2022年5月に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」といいます。）の4つの柱の一つに、基幹インフラの安全性・信頼性確保に関する制度があります。「基幹インフラ」と「重要インフラ」は、金融を含め分野はかなり重なっておりますが、この行動計画と、経済安全保障推進法は異なる制度ですので、念のためご注意ください。

シニア・アソシエイト 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

(2) 「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」及び「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表

金融庁は、2022年6月30日、「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」及び「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表しました⁴⁰。

「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」は、2020事務年度の調査結果を受けて、2021事務年度の調査として、①DXに関する取組状況、②IT人材の確保・育成、③共同センターの次世代構想という3つの論点について、実態・プラクティスを収集した結果をレポートとしてまとめたものとなっています。

「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」においては、金融庁が金融機関において発生したシステム障害等の報告を受け付けているところ、各金融機関がシステムリスク管理の整備に取り組む上で参考になる障害傾向・事例（事象・原因・対策）について、レポートとしてまとめたものとなっています。

シニア・アソシエイト 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

⁴⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/20220630/20220630.html>

Client Alert - Financial Sector

11. サステナビリティ

(1) 「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」の公表

金融庁は、2022年7月13日、「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」⁴¹（第二次報告書）を公表し、2021年6月に公表された「サステナブルファイナンス有識者会議第一次報告書」⁴²で提言された施策の実施状況等を踏まえた課題と施策のロードマップを示しました。第二次報告書においても、①企業開示の充実、②市場機能の発揮、③金融機関の投融资先支援とリスク管理、④横断的課題という軸で整理されています。

②「市場機能の発揮」の中では、ESG投資に取り組む資産運用会社に対して、適切なESG投資を実行するために必要な組織体制の構築、明確なESG投資に関する方針の策定、運用プロセスの実態に即した一貫性のある情報提供・開示の推進への期待が示されるとともに、5月に取りまとめられたESG投信に係るモニタリング結果に基づき、金融庁において、資産運用会社との対話を継続し、本年度末を目途に監督指針を改正する方針が盛り込まれました。

③「金融機関の投融资先支援とリスク管理」の中では、金融機関と企業との対話促進策として、7月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」が公表されたことを挙げるとともに（下記「(3)「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表」参照）、地域金融機関等に対しては、自らの拠点とする地域に脱炭素を契機としてどのようなリスク・機会があるのか、自治体等の地域の関係者とも連携して洗い出しを行い、能動的に課題を把握していくことが重要である点を強調しています。

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

(2) 「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」の公表

金融庁は、2022年7月12日、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」⁴³及び「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」⁴⁴を公表しました。

⁴¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220713/20220713.html>

⁴² <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2.html>

⁴³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220712/20220712-1.html>

⁴⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220712/20220712-2.html>

Client Alert - Financial Sector

これは、金融庁が2021年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議第一次報告書」において、ESG評価機関の公平性や中立性を確保する「行動規範」の議論を進めるべき旨が指摘されたことを受けて、2022年2月に同会議の下に設置された「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」が、企業のESGの取組みを評価する「ESG評価機関等」について評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」の案を取りまとめたものです。同報告書では、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言も併せて盛り込まれています。

同行動規範案は、機関投資家への提言として、「投資家は、自らが投資判断等に用いているESG評価・データについて、評価の目的、手法、制約を精査・理解し、評価結果に課題があると考え得る場合等には、ESG評価・データ提供機関や企業と対話を行うべきである。また、投資家自身が投資判断においてどのようにESG評価・データを利用するかについての基本的考え方を、一般に明らかにすべきである。」としており、機関投資家による適切なESG評価・データの利用、考え方の開示を促しています。

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

(3) 「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案) に対するパブリックコメントの結果等の公表

金融庁は、2022年7月12日、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案) (以下「本ガイダンス」といいます。) に対するパブリックコメントの結果等を公表しました⁴⁵。本ガイダンスは、金融庁の検査・監督におけるディスカッション・ペーパーの一つとしての位置付けられるもので、主として銀行及び保険会社の検査・監督において、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関との対話の材料として活用することが念頭に置かれています。

本ガイダンスでは、金融機関において、顧客企業の気候変動対応を支援することで、自身において変化に強靱な事業基盤を構築し、持続可能な経営につなげることが重要との基本的な考え方が示されています。

その上で、金融機関の気候変動対応についての考え方として、①気候変動対応に係る戦略の策定・ガバナンスの構築、②気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価、③トランジションを含む顧客企業の気候変動対応の支援、④金融機関における気候変動に関連するリスクへの対応、

⁴⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/20220712.html>

Client Alert - Financial Sector

⑤開示等を通じたステークホルダーへの情報の提供に関して重要な点、期待される点、留意点等が提示されました。

また、顧客企業の支援の進め方・参考事例としては、①コンサルティングやソリューションの提供、②成長資金等の提供、③面的企業支援・関係者間の連携強化に関して、具体的な支援方法について、参考例とともに示されています。

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『第7回 CLO セミナー CLO/法務担当者に求められる「サステナビリティ」開示の視点』](#)
開催日時 2022年7月28日(木) 18:30~19:30
講師 宮田 俊
主催 一般社団法人日本 CLO 協会

- セミナー [『NFT ビジネスの法律実務と最新動向』](#)
開催日時 2022年7月31日(日) 20:00~21:30
講師 増田 雅史
主催 名古屋商科大学ビジネススクール 技術経営ネットワーク

- セミナー [『大量保有報告制度の法的知識と実務上の留意点 ~基礎概念から変更報告書の提出の要否の判断基準、報告書作成要領、取引類型・保有形態別の留意点まで徹底解説~』](#)
視聴期間 2022年8月1日(月) 10:00~2022年9月1日(木) 17:00 配信
講師 根本 敏光
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー [『プロジェクトファイナンスの実務~リスク分担のポイントを事業者・金融機関双方の視点で解説~』](#)
開催日時 2022年8月4日(木) 13:30~16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『第4945回金融ファクシミリ新聞社セミナー「セキュリティ・トークン・オフリング\(STO\)の法律実務~不動産 STO・社債 STOの最新動向を中心に~』](#)
開催日時 2022年8月5日(金) 13:30~16:30
講師 石橋 誠之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー [『ブロックチェーン法律実務の基礎と最新動向~暗号資産規制から NFT まで~』](#)
開催日時 2022年8月5日(金) 13:00~15:00
講師 増田 雅史
主催 近畿弁護士会連合会

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『NFT・メタバース関連の新規事業立ち上げ時に抑えておくべき法律やノウハウとは?』](#)
開催日時 2022年8月9日(火) 14:00~15:15
講師 増田 雅史
主催 SPECTRUM 株式会社

- セミナー [『有価証券報告書における「サステナビリティ」開示 —金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を踏まえて—』](#)
視聴期間 2022年8月15日(月) 10:00~2022年9月15日(木) 17:00 配信
講師 宮田 俊
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー [『NFT ビジネスの法律実務~NFT の概要から最新動向まで丁寧に解説~』](#)
開催日時 2022年8月19日(金) 13:30~16:30
講師 増田 雅史
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『NFT とメタバースの最新動向』](#)
開催日時 2022年8月25日(木) 15:00~17:00
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人 日本経済団体連合会

- セミナー [『メタバースの法的論点』](#)
開催日時 2022年8月27日(土) 11:00~16:00
講師 増田 雅史
主催 日本記者クラブ

- セミナー [『メタバースの法的論点』](#)
開催日時 2022年9月2日(金) 14:40~15:25
講師 増田 雅史
主催 日本ライセンス協会

- セミナー [『コンテンツ分野における NFT の法的課題』](#)
開催日時 2022年9月30日(金) 15:00~17:30
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人日本動画協会

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『有価証券報告書における「サステナビリティ」開示～金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の最新の議論を踏まえて～』](#)
 - 開催日時 2022年10月14日（金）14:00～16:00
 - 講師 宮田 俊
 - 主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「企業法務最前線 NFT（非代替性トークン）とは」
 - 掲載誌 月刊監査役 737号
 - 著者 増田 雅史

- 論文 「＜企業法務＞令和4年資金決済法等改正について」
 - 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.7
 - 著者 古市 啓、寺井 勝哉

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com